林業労働力の確保の促進に 関する基本計画

福井県

令和7年4月(変更)

目 次

	_	_	_
	Ż.	긑	á
$^{\prime}$	~	_	ᅼ

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画期間

第1章 林業における経営および雇用の動向に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 森林・林業を取り巻く情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 森林資源の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 木材需給の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(3) 素材生産の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(4) 林道の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 林業事業体の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 林業労働者の雇用管理の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4 林業労働力の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2章 林業労働力の確保の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第3章 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促	
進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就	
業の円滑化のための措置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1 雇用管理の改善を促進するための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
ア 雇用管理体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
イ 雇用関係の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
ウ 雇用の安定化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
エ 労働条件の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
オ 労働安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
カ 募集・採用の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
キ 教育訓練の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
ク 女性労働者等の活躍・定着の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
ケ 高年齢労働者の活躍の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
コ 林業分野における障害者雇用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
サ その他の雇用管理の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
2 事業の合理化を促進するための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
ア 事業量の安定的確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
イ 生産性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
ウ 「稼げる林業」の実現に向けた対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
エ 林業労働者のキャリアに応じた技能の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
第4章 新たに林業に就業しようとする者の円滑化のための措置に	
関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
第5章 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
1 支援センターの設置および業務運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
2 林業研究グループや教育機関等による支援の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7

3	建設業等異業種との連携促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
4	山村地域の活性化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
5	林業労働者の社会的評価の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
6	外国人材の適正な受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8

はじめに

1 計画策定の趣旨

本県の75%を占める森林は、木材をはじめとする林産物の供給のみならず、地球温暖化防止への貢献、山崩れや洪水等の災害の防止、水源の涵養等多様な役割を担っている。これらの機能を持続的に発揮させていくには、将来にわたり、森林を適切に整備および保全していくことが必要である。

しかしながら、森林・林業を取り巻く状況は、木材価格の長期低迷・経営コストの上昇等による林業採算性の悪化、森林所有者等の経営意欲の低下、林業労働力の減少、高齢化等厳しさを増しており、保育・管理の不十分な森林が増大するなど、森林の有する多面にわたる機能の発揮に支障を来すことが懸念されている。

この森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるためには森林を適切に管理 していく必要があり、植栽から下刈り、雪起し、枝打ち、間伐、主伐に至る一連の施 業を実施する担い手を確保・育成していくことが重要である。

特に近年は、主伐の拡大に伴い、再造林や保育などの事業量の増加に対応する ため、林業労働力の確保が急務となっている。

しかし、これらの林業労働者の労働条件は、山間部における厳しい作業環境であること、給与水準が低いこと、雇用管理体制や労働環境の整備が十分でないこと、労働強度が高く労働災害の発生率も高いことなど、他産業に比べ厳しい状況にあり、これら低位にある労働条件の改善を推進することが大切である。

このような中で、林業労働者の確保・育成対策を積極的に推進するため、平成8年5月に施行された「林業労働力の確保の促進に関する法律」(平成8年法律第45号)および「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」に基づき、本県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画を策定する。

2 計画期間

基本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

第1章 林業における経営および雇用の動向に関する事項

1 森林・林業を取り巻く情勢

(1) 森林資源の概況

本県の森林面積は、県土の75%を占める約31万2千haで、このうち民有林が87%の約27万3千ha、国有林が13%の約3万9千haである。

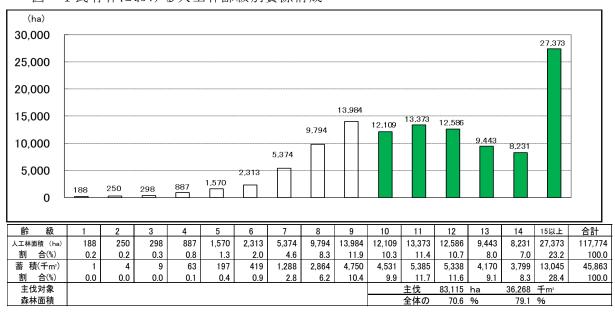
民有林は、昭和46年に策定された造林長期計画に基づき、本県の気象・土壌条件に適合したスギを主として造林を推進した結果、人工林率は全国平均に近い43%に達しており、人工林の蓄積は約4千6百万㎡ある。この人工林は10齢級以上の主伐期を迎えた森林が全面積の約7割を占め、本格的な利用期を迎えている。林業・木材産業の持続的な発展のためには、主伐・再造林を行うとともに、多様化する森林に対する国民のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて、多様な樹種や林齢の森林がバランス良く配置されるように誘導することが必要である。

表-1福井県の森林面積と蓄積

総土地	森	林面積(h	a)	森林面積率	蓄積(千㎡)			民有林
面積(ha)	総数	民有林	国有林	(%)	総 数	民有林	国有林	人工林率(%)
419,054	312,064	272,758	39,307	74.5%	69,754	65,467	4,286	43.2%

(令和5年度福井県林業統計書:令和5年3月31日現在) ※総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入によるものである。

図-1民有林における人工林齢級別資源構成



(令和5年度福井県林業統計書:令和5年3月31日現在) ※総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入によるものである。

(2) 木材需給の動向

昭和

55年

木 造 4,330 2,790

木造率 73.6 54.3

総戸数 5,883

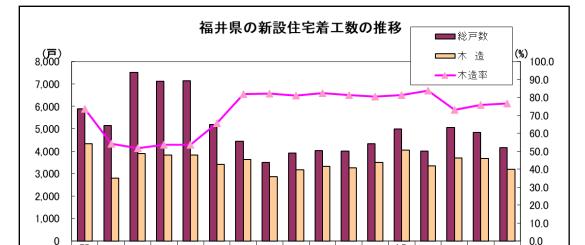
60 平成2 7

5,141

本県における新設住宅着工戸数は、近年において約4千戸台で推移しており、このうち約8割が木造住宅を占めている。

また、本県の木材需要量は、平成26年で約14万㎡であったが、令和5年における木材需要は約20万㎡であり、増加傾向にある。

需要量に対する木材供給は、国産材が9割以上を占めている。



26

82.0

3,495 3,911

2,866 3,165

80.9

図-2福井県の新設住宅着工数の推移

(「月刊住宅着工統計、建築統計年報」(財)建設物価調査会、「建築着工統計調査(月報、年報)国土 交通省建設統計室建築統計係、「福井県新設住宅着工戸数(令和5年)」福井県土木部建築住宅課)

28

4,029

3,314

82.3

4,008 4,337

3,261 3,493

81.4 80.5



図-3福井県における木材需要の推移

7,515 7,108

3,887 3,817

53.7

51.7

12 | 17

53.6 65.7

7,143 | 5,191 | 4,439

3,832 3,413 3,629

81.8

(令和5年度福井県林業統計書:令和6年3月31日現在)

令和

元

81.3 | 83.7 | 73.1 | 75.9

2 3

4,989 4,009 5,047

4,054 3,356 3,690

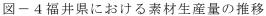
4,835

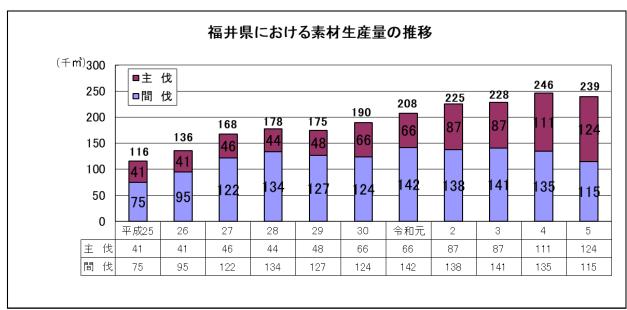
3,671 3,181

(3) 素材生産の動向

本県の素材生産量は、県内の森林資源が本格的な利用期を迎えていることを背景に、令和5年度には約24万㎡に達し、10年前(平成25年度)に比べて2倍に増加している。特に主伐による生産量は約3倍にまで拡大している。

さらに供給量を拡大するためには、木材の生産性が高い主伐を進める必要がある。





(農林水産省大臣官房統計部「木材統計」および県産材活用課調べ:令和6年3月31日時点)

※総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入によるものである。

(4) 林道の状況

本県の林業生産基盤の中枢である林道のうち幅員3m以上の自動車道は、令和5年度までに約1,700kmが整備され、林道密度は6.4m/haとなり全国平均の4.9m/haを上回っている。

表-2福井県の林道の現況

	幅	員別延長内訳(林道密度	林道密度(m/ha)		
地区名	軽自動車道	自動車道	計	自動車道	自動車道+	
	(幅員3.0m未満)	(幅員3.0m以上)	П	日到千坦	軽車道	
福井	65,642	427,211	492,853	11.0	12.7	
坂 井	32,770	86,724	119,494	7.4	10.2	
奥 越	12,718	370,040	382,758	5.0	5.2	
南 越	103,259	413,370	516,629	7.2	8.9	
丹 生	13,235	114,818	128,053	10.1	11.3	
二州	36,895	78,521	115,416	2.8	4.2	
嶺 南	100,780	266,352	367,132	5.1	7.0	
計	365,299	1,757,035	2,122,334	6.4	7.8	

(令和5年度福井県林業統計書:令和6年3月31日現在)

2 林業事業体の現状と課題

本県の林業事業体は、森林組合と民間事業体を合わせて約40事業体あり、県内の素材生産を担っている。一方で造林・保育作業は主に森林組合が担っている。

雇用規模別で見ると、作業班の雇用人数が5人以下の林業事業体が19事業体と全体の約半数を占め、10人以下まで含めると全体の約8割となり、県内の林業事業体は、零細かつ経営基盤が脆弱なものが大半を占め、厳しい経営環境におかれている。経営の安定化のためには、事業量の安定的確保と施業の低コスト化が不可欠となっている。

このため、所有と経営を分離することで森林所有者の森林管理負担を解消し、条件の良い森林で効率的な主伐・再造林等を行う「ふくい型林業経営モデル」を行うとともに、「加工工場の誘致による県産材需要量の拡大」、「ICT技術や新たな高性能林業機械の導入による施業の効率化」に積極的に取り組み、主伐収益の向上と低コスト再造林・保育を推進し、「稼げる林業」を推進していく必要がある。

また、私有林の現状を踏まえると、不在村所有者の増加や登記の未更新などにより、所有者と境界の特定が困難な場所がある。「森林経営管理法」(平成30年法律第35号)に基づく森林経営管理制度による森林の経営管理の集積等の取組みの推進等により、これらの課題に早急に対応していく必要がある。

さらに、山村地域の活性化を図るため、基幹的産業である林業・木材産業の振興、 木質バイオマス等の未利用資源を活用した産業の育成、特用林産物の生産振興お よび地域資源を活用した新たなビジネスの展開等により、多様な就業機会の確保に 取り組む必要がある。

区分	1人	2~5人	6~10人	11~15人	16~20人	21~30人	31~50人	50人~	計
森林組合	0	0	1	1	1	2	1	1	7
民間事業体	4	15	12	3	0	0	0	0	34
計	4	15	13	4	1	2	1	1	41
割合	9.8%	36.6%	31.7%	9.8%	2.4%	4.9%	2.4%	2.4%	

表-3作業員雇用人数別の林業事業体数

(令和5年度県産材活用課調べ:令和6年3月31日現在)

3 林業労働者の雇用管理の現状と課題

林業事業体は、経営基盤の零細性等により雇用管理体制の整備が遅れている。 林業作業は、急峻な地形条件下での重労働であり、現場までの長時間の徒歩通勤 が必要な場合も多い等、依然として他産業と比べて労働条件は厳しく、その改善は 喫緊の課題である。林業労働者の安全と健康の確保は事業主の責務であり、労働 安全対策の強化や快適な職場環境の形成を一層促進する必要がある。

また、林業作業は屋外での作業であり、気候の影響を強く受けるため、就労時間

や休憩時間の管理は難しく、定期的な休日の取得が困難な林業事業体が多い。林業労働者は、冬期間に積雪があることや林業作業の季節性から季節雇用が少なくない。このため、賃金の支払形態は、日給制または日給月給制が多く、年間を通して安定した収入を得られる形態に必ずしもなっておらず、他産業並みの所得の確保や雇用管理の改善が課題となっている。

以上のように、林業の作業の特殊性や林業事業体の組織化の遅れ・経営基盤の脆弱性等により、林業労働者の雇用管理は、他産業と比べて立ち遅れが見られることから、雇用の安定と労働環境の改善に取り組むことが必要である。具体的には、安定的な事業量の確保等により通年雇用を確保するとともに、労働者の福利厚生の観点から事業主が積極的に社会保険への加入促進や雇用管理の改善に取り組むことが重要である。また、労働災害の減少に向けて、路網の整備による作業現場へのアクセス改善やリスクアセスメントを通じた作業方法等の改善、高性能林業機械の導入促進などの取組みを進めることが重要である。

さらに、林業労働者に対して積極的に知識、技能および技術の習得などによる職業能力の向上を図る機会を与えている事業主は少ない状況であるが、教育訓練の充実・強化は、労働者にとって重要である。林業労働者に対して必要な教育訓練を行うことは、事業主の責務であり、林業労働者の職業の安定、所得の確保および社会的・経済的地位の向上を図る観点からも重要である。また、次代を担う林業労働者への技能承継の観点からもその重要性、必要性は一層高まっている。

教育訓練に当たっては、様々な現場や複数の作業内容にも対応できる林業労働者の多能工化の推進が必要である。多能工化は、急激な需給の変化にも柔軟な対応を可能とするほか、作業班等のチームワークの向上、生産性の向上等の効果をもたらし、ひいては事業の継続・拡大、林業労働者の所得の向上、再造林の推進にも資する重要な取組みとなる。

4 林業労働力の動向

本県の林業事業体に雇用される林業労働者は、山村の過疎化や林業採算性の 悪化、林業労働者の雇用管理面の立ち遅れ等により、減少・高齢化が進行してきた。 林業事業体のうち森林組合の林業労働者数は、昭和60年度の2,480人をピーク に、平成7年度には920人と急激に減少し、令和4年度には199人となっている。

これは、林業への就業が他産業に比べ安定的な雇用や所得が十分に確保されていない場合もあること、安全面や体力面での課題があることなどが影響していると考えられる。このような課題に対応して就業環境の改善や、魅力の向上を図らなければ、林業労働力の減少は更に進行し、森林の適切な管理を通じた地球温暖化の防止や県土の保全、水源の涵養等の公益的機能の発揮および木材の安定供給を図ってい

く上で深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

このほか、再造林に不可欠な苗木の生産者の育成・確保も併せて図ることが必要である。

3,000 ■210日以上 2,480 **□**150~209 ⊟ 2,500 **□**60~149∃ ■59日以下 2,000 1,500 1.125 \mathbb{Z} \mathbb{Z} \mathbf{Z}

図-5森林組合作業員数と年間就労日数

昭和

210日以上

150~209 🖯

60~149 ⊟

59日以下

平成2

(令和5年度福井県林業統計書:令和6年3月31日現在)

2章 林業労働力の確保の促進に関する方針

森林は、木材など林産物の供給源としてはもとより、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の公益的機能を発揮し、豊かで潤いのある県民生活の維持に大きな役割を果たしている。近年、県民の森林に対する要望は多様化かつ高度化し、特に、教育、スポーツ、文化活動、休養の場としての利用の要望など、森林に対する期待と関心が高まっている。

この森林に期待される役割を高度に発揮し、県民の森林に対する多様な要望に応えるためには、主伐後の適切な更新を含め、将来にわたり森林を適切に整備・保全していくため、その担い手となる林業労働力の確保が重要である。その際、木材生産を担う労働者だけでなく、特に減少傾向にある再造林・保育を担う労働者の確保に向けた取組みを強化することが必要である。

また、林業労働者には、安定的な木材供給を支える生産管理能力の向上や「持続可能な森林経営」に関する高度な知識等が求められることから、林業に定着し、これら高度な能力を身につけるのに必要な知識や技術、技能を習得、蓄積していくことが重要であり、さらに、林業労働者が抱える将来の職業生活における不安を取り除き、働きがいが持てるようにする必要があることから、経験等に応じた多様なキャリア形成を支援し、林業労働者の社会的・経済的地位の向上による処遇改善につながる取組みを推進することが重要である。

そのためには、

- ・雇用管理者の選任等による雇用管理体制の充実
- ・雇用に関する文書交付等による雇用関係の明確化(ロ頭契約の改善、雇入通知書の発行)
- ・通年雇用の促進、月給制導入等による雇用の安定化
- ・通年雇用を通じた賃金水準のアップと社会・労働保険の加入促進、 年次有給休暇の取得促進等の他産業並みの労働条件の改善
- ・「働き方改革」による魅力ある職場づくり
- ・知識・技術・技能、姿勢・態度、業績や成果等を客観的に評価する能力評価の 導入
- ・林業が果たす役割に対する理解の促進や林業の魅力の発信 等が必要である。

また、これらは林業労働者を雇用する林業事業体の事業の合理化や経営基盤の強化と密接に関連していることから、

- 事業量の安定的確保
- ・林業事業体の組織化や協業化による経営基盤の強化

・林道・森林作業道の整備や高性能林業機械の導入促進等による事業の合理 化、生産性・労働安全の向上等を一体的かつ総合的に推進する。

これらの施策を総合的に推進するに当たっては、福井県森林整備支援センター(以下「支援センター」という)を中核として、地域の関係機関と連携して、認定事業主の指導を行うとともに、認定事業主に必要な情報提供、支援を実施する必要がある。また、認定事業主の雇用管理の改善および事業の合理化を強化する観点から、効果的に支援措置を実施することが必要である。

なお、林業労働力の確保の取組みを一層推進する観点から、福井県知事が林業 事業体を認定するに当たっては、雇用管理の改善および事業の合理化を図ろうとす る事業主のほか、新たに造林等の事業を行う会社を興し、または他業種から林業に 参入するため林業労働者を雇用する事業主についても、一定の条件のもとで対象と するなど、弾力的に対応を進めていく。

第3章 事業主が一体的に行う雇用管理の改善および事業の合理化を 促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就 業の円滑化のための措置に関する事項

林業事業体が行う雇用管理改善および事業合理化を促進するための措置並びに 林業への新規就業希望者の就業の円滑化のための措置の実施に当たっては、福井 県知事の認定を受けた認定事業主を中心に支援センターの活動を通じ、一体的に 促進することが必要である。

林業労働者に対する教育訓練の実施は、満足のいく働きがいを与え、林業への定着につながることから、支援センター等が行う教育訓練制度、各種研修およびキャリアコンサルティングに対して支援していくことが必要である。また、雇用管理者および事業主を対象とした雇用管理改善研修、事業の合理化に係る相談等への対応といった伴走支援の取組みを支援センターが中心となって他の機関とも連携しつつ強化していくことが必要である。

事業量の安定確保や機械化等による事業の合理化は、経営規模の脆弱な事業主個々の取組みには限界があること、雇用管理の改善は複数の事業主で行う方が効果的な場合も多いことから、個々の事業主の取組みに加え、複数の事業主による共同化、協業化等を通じた経営基盤と経営力の強化等のための取組みを支援していくことが必要である。森林組合については、森林組合法の令和2年法律第35号による改正措置を活用した事業連携を促進し、経営基盤を強化する必要がある。

1 雇用管理の改善を促進するための措置

ア 雇用管理体制の充実

林業事業体における雇用管理体制の確立を図るため、事業主を対象とした雇用管理研修やキャリアコンサルティング等を促進する。

また、常時5人以上の林業労働者を雇用する林業事業体においては、雇用管理者の選任に努めるよう普及啓発を促進するとともに、選任された雇用管理者の資質向上のための研修の受講を促進する。

イ 雇用関係の明確化

労働者の将来設計を可能にするためには、労働者と明確な雇用契約を結び、 直接雇用を進めることが必要であり、雇用関係の明確化に向けた取組みを進める ことが必要である。

このため、雇入れ時に事業主の氏名または林業事業体の名称、雇用期間等を記した雇入通知書の交付につき指導の徹底を図る。

また、いわゆる「一人親方」との契約については、形式的に個人事業主であっても実態が雇用労働者である場合には、労働関係法令の適用があることについて、引き続き周知・啓発を図るとともに、是正に向けた指導の徹底を図るなど、関係機関との連携を図りながら効果的な対応を推進する。

ウ 雇用の安定化

雇用の安定化を図るためには、能力に応じた所得を確保するとともに、職業生活に対する不安を取り除き安心して働ける雇用環境へ改善することが必要である。 このため、事業量の安定的確保と相まって、通年雇用化や月給制導入に努めるよう啓発を促進する。

エ 労働条件の改善

労働条件の改善に当たっては、相当程度の事業量の確保と高い生産性による 収益性の向上のほか、キャリア形成の支援、多能工化の推進、能力評価の導入等 を通じた、他産業並みの所得の確保が重要である。

また、労働者の心身の健康の保持はもとより、ワーク・ライフ・バランスの推進や若年者等の入職および定着の促進の観点から、ハラスメント防止対策の徹底、労働時間や休日数等の労働条件の改善が重要である。

このため、事業主に対する雇用管理情報の提供、啓発に努め、林業における働き方改革の推進や週休制の導入等を促進する。

その際、就業規則の作成義務がない小規模の事業所でも、事業主と労働者が 共同してルールを作成し共有することが有効であることから、就業規則の作成を促 進する。

また、法令で定められた社会保険等への加入のほか、林業退職金共済制度等の中小企業退職金共済制度への加入など福利厚生の充実等を促進することとし、一人親方に対しても労災保険特別加入制度や林業退職金共済制度への加入について周知・啓発を図るなど、労働条件の改善が図られるよう一層の啓発・指導を推進する。

オ 労働安全の確保

全産業平均と比べ極めて高い労働災害の発生状況を改善するため、労働安全衛生関係法令や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等に基づく遵守事項の徹底を図ることが重要であり、近年の労働災害の発生状況を踏まえた、経験や年齢に応じた安全作業に資する研修や安全意識の啓発を促進する。

あわせて、伐倒技術の向上につながる技能検定制度の普及、労働安全に資する装備・装置等の普及の取組みを促進するとともに、高性能林業機械の導入等による振動機械の操作時間の短縮や労働強度の軽減等を図る。また、遠隔操作・自動操作機械の開発、携帯電話が通じない森林内であっても労働災害発生時に即時の救助要請が可能となる通信手段の活用により緊急時の連絡体制の確保を図る。

また、熱中症の予防や蜂刺され災害の防止等の取組みを推進するとともに、林道等整備によるアクセスの改善、休憩施設の整備等による労働負荷の軽減および快適な職場環境の形成を促進する。

カ 募集・採用の改善

求人に当たっては、的確な求人条件の設定等による効果的な募集活動の実施に努めるとともに、求職者へのアピール度を高めるため、支援センターの活用および合同求人説明会への参加を促進する。なお、必要な労働者の確保を達成するためには、効果的な募集活動と他の雇用管理の改善を併せて行うことが重要である

キ 教育訓練の充実

日常の業務を通じて必要な知識や技術、技能を身に付けさせる教育訓練(OJT)および、日常の業務から離れて講義等を受講し必要な知識や技術、技能を身に付けさせる教育訓練(OFF-JT)の計画的な実施に努めるよう啓発を促進する。なお、このような措置を講じるに際し、個別の事業主のみでは困難であることから、支援センター等によりカリキュラムの策定や共同教育訓練の実施、習得された知識や技術、技能の習熟度合いに関する相談および指導を促進する。

また、近年の高性能林業機械の普及による作業システムの変化やICT等の新たな技術の進展、労働安全衛生関係法令の見直し、自然環境に配慮した施業への対応など、林業労働者に求められる知識や技能も変化しており、就業後一定の経験を有する熟練した林業労働者に対する学び直しの機会の充実を図ることも重要である。

その他、ふくい林業カレッジにおいて林業への就業希望者への支援等により段階的かつ体系的な人材育成の取組みを推進する。

ク 女性労働者等の活躍・定着の促進

女性の活躍推進は林業現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、林業全体の活力につながると考えられることから、「女性の職業生活における活躍の推進に

関する法律」(平成27年法律第64号)を踏まえた一般事業主行動計画策定や「えるぼし認定」等の取組みを促進する。

また、多様な人材が林業への入職を選択し、働き続けられるよう、就業者と就業に関心を有する者との交流機会の創出、作業方法や安全対策の配慮、トイレや更衣室の整備、ハラスメント防止対策の徹底等による職場環境の改善を促進するとともに、それぞれが目指すワーク・ライフ・バランスを後押しできるような就労環境の整備を促進する。

ケ 高年齢労働者の活躍の促進

技能の継承を円滑に進めるため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」 (昭和46年法律第68号)における定年の引上げや継続雇用制度導入等による65歳までの高年齢者雇用確保措置の義務化および70歳までの高年齢者就業確保措置の努力義務化を踏まえ、これらの制度が適正に運用されるよう周知指導等を行う。

高年齢労働者の特性や健康、体力等に対応した就労環境の整備を図るため、 作業方法の見直し、適正な配置、柔軟な勤務形態、安全衛生対策等の適切な雇 用管理が行われるよう、啓発・指導を推進する。

コ 林業分野における障害者雇用の促進

林業分野における障害者の雇用は、障害者の生きがいの創出や就労機会の拡大、社会参画の実現につながるものであり、造林作業のほか山林種苗生産などの分野での取組みが見られる。林業分野においても、事業主による仕事の切り出しの工夫や適切な合理的配慮の提供等、障害者雇用に係る必要事項に関して、周知・啓発を促進し、障害者雇用の一層の推進を図る。特に、林業分野においては、安全面や体力面等の課題や懸念があることから、障害特性等を踏まえた適切な業務配置、作業方法の見直し、柔軟な勤務形態、安全衛生対策等について、事業主の責任として適正な雇用管理を行う。

サ その他の雇用管理の改善

林業労働へのイメージアップを推進するために、林業労働者の作業着や用具を安全性とデザイン性とを併せ持つものにするとともに、現場休憩施設の設置による労働環境の改善、健康増進への取組み等、福利厚生の充実等による魅力ある職場づくりを促進する。

また、事業主による雇用管理の改善の取組みを促進する観点から、支援センターによる認定事業主の雇用管理改善の状況の定期的な点検、林業における働き

方改革の推進に向けた適切な助言・指導等の取組みを促進する。

さらに、請負事業が多い林業においては、安全対策の実施や社会保険等への 適正な加入など労働安全衛生関係法令等の遵守に不可欠な経費をはじめとする 労務関係諸経費の確保、原材料やエネルギーのコスト上昇分の適切な価格転嫁、 適切な工期の設定等を推進する。

特に、予定価格の適切な設定、施工時期等の平準化、林業労働者への適正な 賃金支払い、労働時間の短縮等の労働条件の改善に資する事業の発注を推進 する。

2 事業の合理化を促進するための措置

ア 事業量の安定的確保

事業量の安定的確保の前提として、まず「林業労働力の確保の促進に関する 法律」、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置 法」(昭和54年法律第51号)および「木材の安定供給の確保に関する特別措置 法」(平成8年法律第47号)に基づき、川上から川下に至る安定的な木材供給体 制の構築や新しい木材の利用分野、新製品の開発等を通じた木材需要の拡大を 図り、林業・木材産業の活性化に努める。

林業事業体の事業合理化を進めるためには、事業量の安定的確保を図ることが必要である。林業事業体の大半が小規模かつ零細であること、林業施業地が小規模かつ分散化していること、あるいは林業作業が季節変動に大きく左右されること等を考慮すると、個々の森林所有者等が単独で効率的な施業を実施することは困難であるため、事業主が主体となって施業の集約化を推進することが必要である。

このため、施業意欲が低下している森林所有者等に対し施業の方針や事業を 実施した場合の収支を明らかにしたデータなどを提示しつつ、事業主が積極的に 林業作業の実施を働きかける。収益や生産性を考慮した効率的な施業計画を提 案することができる森林施業プランナー等の人材の育成を促進する。また、本県 の特徴的な取組みである、「ふくい型林業経営モデル」を促進する。さらに、市町 と連携して森林経営管理制度等を活用した森林の集約化を進める等、事業主は 長期的視点をもって経営力の強化に取り組む。

イ 生産性の向上

林業事業体の労働生産性の向上のためには、高性能林業機械等の導入による 林業作業の機械化が有効である。また施業の機械化は、労働強度の軽減や、労 働安全衛生の向上、労働力の確保、さらには林業への若者や女性のイメージアッ プや意欲の向上にもつながる。また、利用期を迎えている資源を活用し持続的な森林経営を実現するためには、面的なまとまりの下、施業の集約化や計画的に路網を整備し、効率的な施業を進めていくことが重要である。

このため、本県の地形や経営基盤等に適応した地域適応型作業システムの確立とその普及定着を図り、高性能林業機械の導入、林道・森林作業道等の生産基盤の整備等を促進するほか、高性能林業機械の導入や利用を推進するため、リース・レンタル体制の整備による普及定着を促進する。

特に、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備に必要な人材の育成に向けた取組みや日報の活用による作業システムの改善を推進する。さらに、事業量の変動に応じた柔軟な人員配置を可能とするため、造林・保育・伐採等の多能工化を推進する。

その他にも、集約化施業や路網設計等に取り組む森林組合、民間事業体など 意欲と能力を有する者に対し必要な情報の提供を行うほか、森林所有者等をはじ めとする一般市民に対し、これらの重要性をわかりやすく示す取組みを促進する。

ウ 「稼げる林業」の実現に向けた対応

「ふくい型林業経営モデル」を県内に展開するとともに、「加工工場の誘致による県産材利用量の拡大」、「DXによる生産性の向上および施業の省力化」について積極的に取り組み、主伐収益の向上と低コスト再造林・保育を推進し、「稼げる林業」を目指していく。

エ 林業労働者のキャリアに応じた技能の向上

林業への就業希望者の確保・育成に重要な役割を果たしているふくい林業カレッジ研修事業等により、就業希望者に森林の多面的機能や森林の整備・保全の重要性等の理解を促すとともに、安全な作業方法が習得できるよう、林業就業に必要な基本的な知識や技術、技能の習得に関する研修を促進する。さらに、新規就業者に対しては、「緑の雇用」事業等により、同様の取組みを促進する。

次に、一定程度の経験を有する現場管理責任者への教育訓練として、作業システム、森林作業道等の作設、生産管理等の生産性向上や現場作業の安全管理に必要な知識や技術、技能の習得に関する研修のほか、新規就業者への指導能力の向上を図る研修を実施する。さらに、複数の現場管理責任者を統括する者への教育訓練として、複数の現場間や関係者との調整による生産性・安全性の向上等に必要な知識や技術、技能の習得に関する研修を促進する。

これら現場技能に関する教育訓練のほか、事業量の確保等による事業の合理化を図るため、森林施業の集約化等を担う森林施業プランナーや木材の有利販

売等を担う森林経営プランナーの育成を促進する。

また、「緑の雇用」事業等の研修を修了した者の登録制度や森林施業プランナー等の認定および技能検定制度による技能士の取得については、林業労働者自らの目標になるとともに、事業主にとっては林業労働者の能力評価にも資することから、事業主が待遇の改善等と一体的に取り組めるよう、着実な運用・導入に努める。また、林業労働者の職業能力が広く社会一般において適正に評価されるよう、その仕組みの活用等を図ることにより、職業能力の見える化を推進する。

第4章 新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置 に関する事項

林業事業体への新規参入者の就業を円滑に促進するため、地元をはじめ、U・I・Jターン希望者を含め新たに林業に就業を希望する者に対して、林業および林業労働についての啓発、雇用情報の提供、委託募集の実施、ふくい林業カレッジ研修事業、緑の雇用事業の実施等の就業に至るまでの一連の支援措置を支援センターが中核となって行う。

また、定住促進を図るため、地方公共団体が行う住宅等への支援に関する情報の提供を促進する。

第5章 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

1 支援センターの設置および業務運営

県は、平成8年に「林業労働力の確保の促進に関する法律」第11条第1項の規定に基づき、公益財団法人福井県林業従事者確保育成基金を同項に規定する林業労働力確保支援センターとして指定し、森林整備支援センターの名称で設置している。

支援センターは、林業事業体の育成強化および林業労働力の確保に極めて重要な役割を果たすことから、その業務運営に当たり、国や県はもとより市町、森林組合等の関係機関と互いに連携・協力し、その効果的な事業運営の確保に努める。

2 林業研究グループや教育機関等による支援の促進

林業経営を担うべき人材を確保・育成するため、林業事業体の経営者や地域のリーダーとなり得る森林所有者等で組織する林業研究グループ等が、地域の事業主による交流活動等に対する支援を促進する。

3 建設業等異業種との連携促進

森林組合、素材生産業者等の事業主と建設業等の事業主が連携しながら、林業の生産基盤である路網整備、建設工事における木材利用や、県産材を活用した住宅づくりや「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)を踏まえた都市等における木材利用も含め、用途開拓や需要拡大等の取組みを進めることは、事業量の確保や雇用創出につながることから、地域の林業と建設業等異業種とが連携した取組みを労働者の職業能力開発、安全と健康の確保等に配慮しつつ、積極的に推進する。

4 山村地域の活性化の促進

山村地域の活性化を図るため、自伐型林業と副業を組み合わせた、稼げる半林 半Xを目指すことで、山村地域への移住・定住を促進する。加えて、半林半Xの副業 の一つとして、新たな森林ビジネスの展開に努める。これらの取組みにより、山村地 域を活性化し、林業労働力の裾野の拡大に努める。

5 林業労働者の社会的評価の向上

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(平成7年法律第88号)に基づき、県民の広範な参加による森林整備および緑化活動の展開を通じて、森林整備に関する県民の理解の向上に努める。

また、近年、環境問題に対する関心が高まっており、学校教育、広報活動等のあらゆる機会を通じ、森林および林業が県民生活の維持向上に果たしている多面的な役割とこれらの役割を支えている林業労働の重要性、林業の魅力について、県民の理解を深める。

さらに、地域社会や地域の資源を維持する地域住民、とりわけ林業労働者の地域 や仕事への誇りを高めるとともに、林業労働者のキャリア形成支援を通じ、高い能力 と意欲を持った担い手の育成を図ることにより、社会的評価の向上に努める。

6 外国人材の適正な受入れ

外国人材の適正な受入れに向けて、関係団体に必要な情報を提供し、情報の 共有を図るとともに、外国人労働者が安心して働ける受け入れ体制について検 討していく。